

マイナンバー制度を再考する

**マイナンバーカードって安心なの？
どうして国は私たちにマイナンバーカードを持たせたがるの**

日 時 : 2024年2月3日(土) 18:00~21:00
場 所 : さいたま共済会館

パネルディスカッション 資料

山崎 利彦 埼玉県保険医協会理事長
／ 全国保険医団体連合会理事

第1回:(10月7日開催)市民学習会以降の動向について

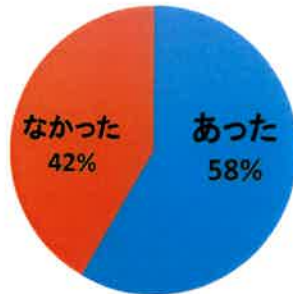
- マイナ保険証・オンライン資格確認の10月1日以降発生トラブル
埼玉県保険医協会会員調査結果 抜粋 2
- 運用開始施設におけるマイナ保険証の利用数と利用率 12月は4.29% 3
- 年代別 マイナ保険証利用率など (厚労省) 4
- 医療機関における医療情報活用の実情 (厚労省) 5
- オンライン資格確認の利用状況 (厚労省) 6
- 公的医療機関等におけるマイナ保険証の利用促進について (厚労省) 7
- マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について (厚労省) 8
- 資格確認書の切れ目のない交付について (厚労省) 9
- マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応 (厚労省) 10
- マイナ保険証の過渡期の対応 デジタルとアナログの併用 (厚労省) 11
- 資格確認書 プラスチックカード型見本 (厚労省) 12
- 資格情報のお知らせ 見本 (厚労省) 13
- 保険証の見本 (全国保険医団体連合会) 14
- 資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧 (厚労省) 15

マイナ保険証・オンライン資格確認の10月1日以降発生トラブル

調査期間 23/12/4(月)～12/14(木)

昨年12月に実施した調査結果は、別紙の昨年5月実施の調査時と比して医療現場での改善はみられない。むしろ、健康保険証の必要性が実感され、「保険証存続」「保険証廃止の延期」を求める声が増加している。

10月1日以降、マイナ保険証・オンライン資格確認に関連するトラブル



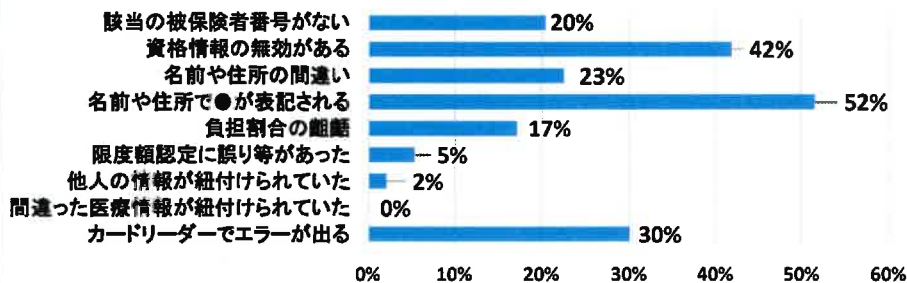
◎政府は夏以降に「総点検」を開始したものの、トラブル経験の率は高いままである。

◎マイナ保険証の利用率は4月以降低下しているにもかかわらず、トラブルを経験する医療機関は減らない
昨年11月のマイナ保険証利用率は「2.95%」と極少数のため、トラブルが「なかった」とする回答を後押ししている。

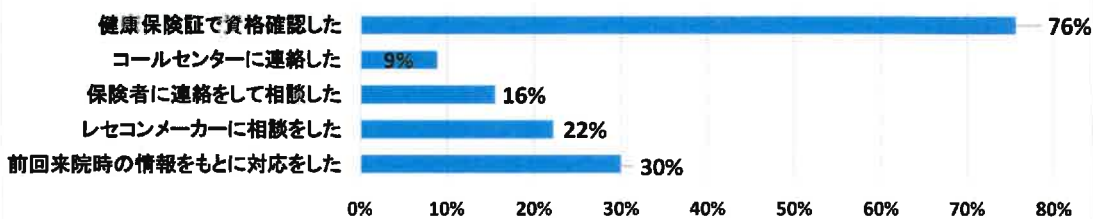
◎「総点検」をしても、トラブルの発生状況が改善したという評価はできない。

◎トラブルが発生した際には、健康保険証を利用して資格の確認をするなどして対応している(下のグラフ参照)。

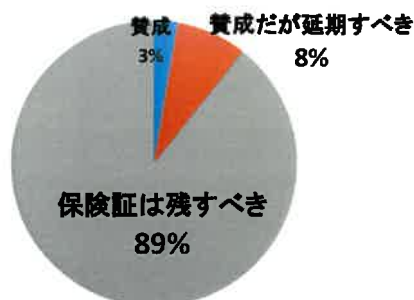
どのような業務に時間や人手がかかったか(複数回答可)



トラブルについてどのように対応したか(複数回答可)



健康保険証の廃止について

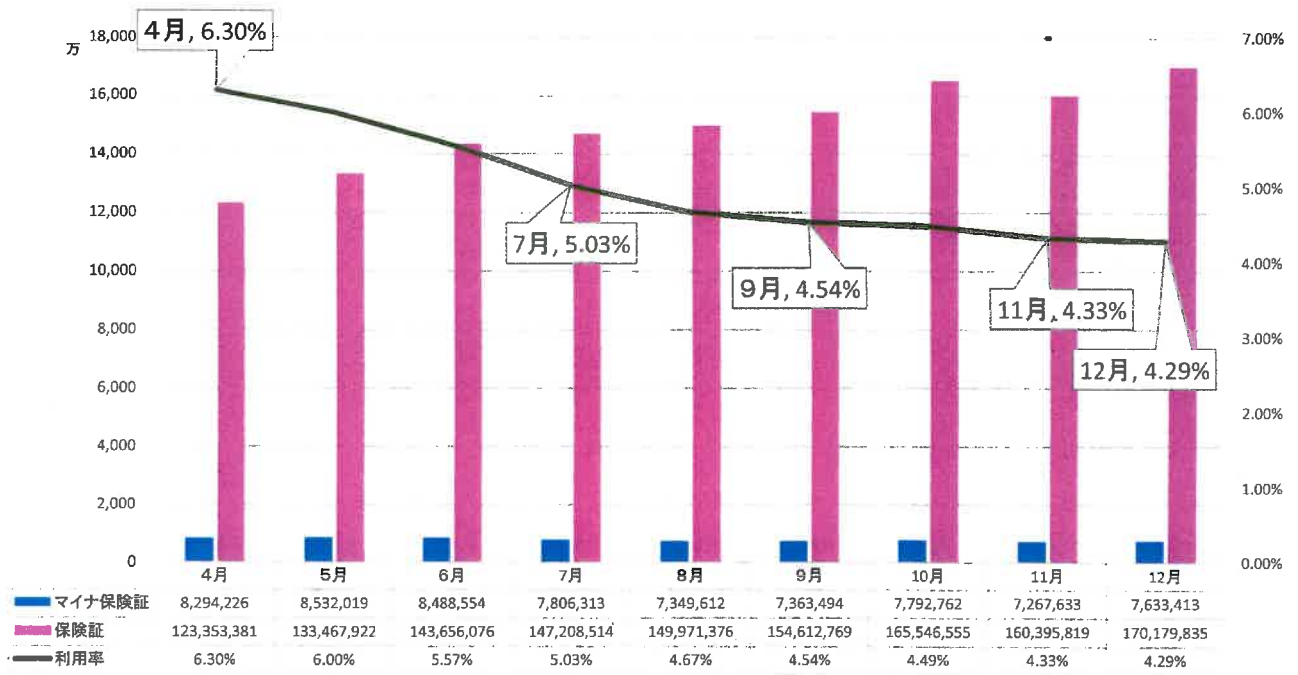


◎ 9割が「保険証は残すべき」と回答。「賛成だが延期すべき」は8%の回答。大多数が健康保険証の拙速な廃止の見直しを求めている。

◎5月アンケートでは「健康保険証の存続について」問い、「保険証は存続すべき」が85%。今回のアンケートは「保険証は残すべき」89%、「賛成だが延期すべき」8%を合わせて97%に達する。

◎ マイナ保険証の利用経験期間が増えたことで、健康保険証の必要性が実感されている。

運用開始施設における マイナ保険証の利用数と利用率



データ： 社会保障審議会医療保険部会（第174回）資料 ○マイナ保険証の利用促進について
 グラフ作成：埼玉県保険医協会

1

(2024/1/7時点)

1. 保険医療機関・薬局全体

準備完了施設数 運用開始施設数
210,187施設(91.6%) , **205,924施設(89.7%)**

(参考) 全施設数 229,452施設

(注1) 顔認証付きカードリーダー申込数は211,134施設 (92.0%)

全施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	98.6%	97.9%	8,156
内科診療所	91.3%	89.0%	89,730
歯科診療所	87.3%	84.9%	69,724
薬局	96.1%	95.3%	61,842

2. 義務化対象施設 (令和4年度末時点施設)

準備完了施設数 運用開始施設数
203,305施設(97.9%) , **199,567施設(96.1%)**

(参考) 義務化対象施設数 207,727施設

(注2) 顔認証付きカードリーダー申込数は205,503施設 (98.9%)

(注3) 義務化対象施設に対する割合は、オンライン資格確認が義務化された令和5年4月1日時点までに

埼玉県内各医療機関・薬局 (主に厚生労働省の「マイナ保険証」を対応した施設)

義務化対象施設数に対する割合

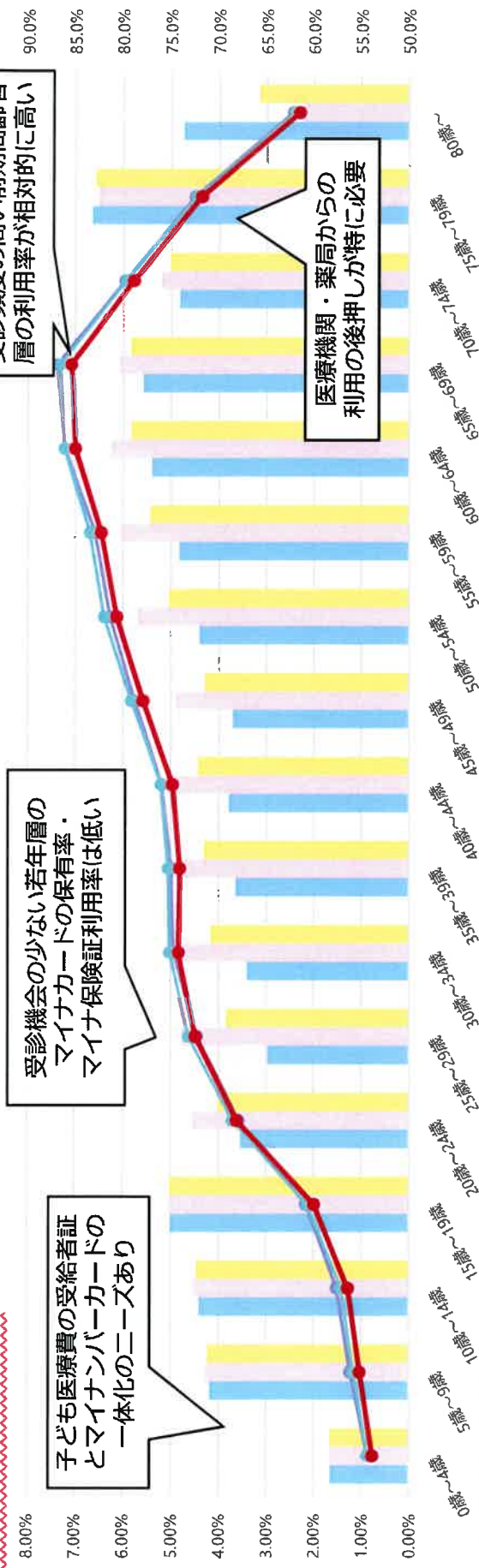
	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	99.2%	98.5%	8,046
内科診療所	97.9%	95.7%	81,069
歯科診療所	96.2%	93.8%	60,755
薬局	99.3%	98.7%	57,857

マイナ保険証の利用状況・普及に向けた課題

マイナ保険証利用率など（年代別）

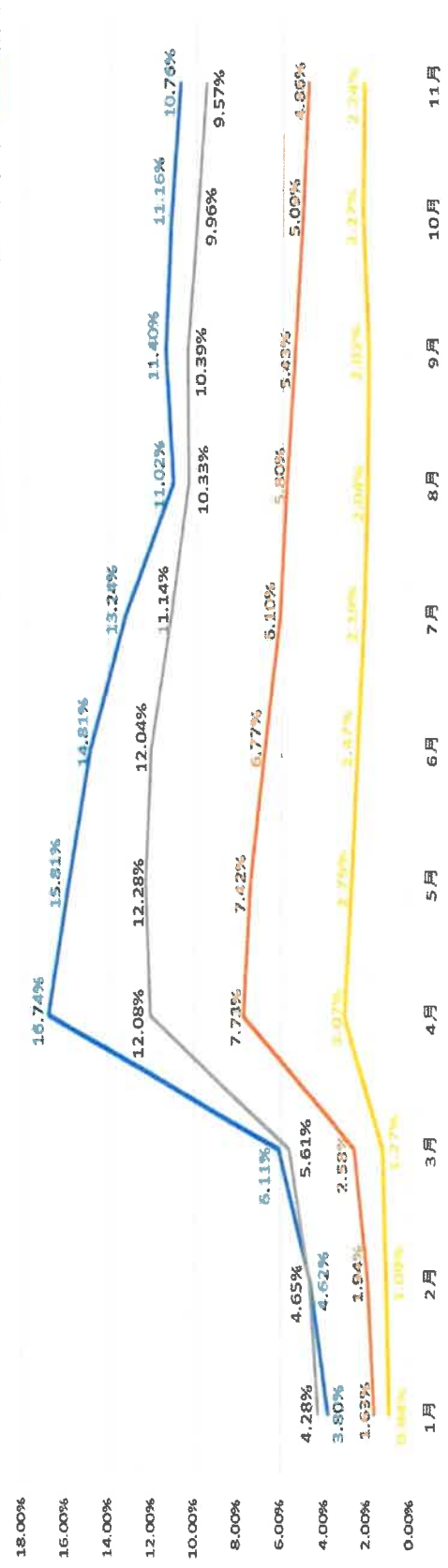
○ マイナ保険証の利用率は、65～69歳が最も多く、現役層の促進が課題。

→ 現役層への周知強化が必要



マイナ保険証利用率推移（施設別）

○ 病院・診療所において低下傾向。
○ 薬局はやや増加傾向。 → グループ全体で声かけに取り組んでいる



医療機関におけるマイナ保険証システム(オンライン資格確認システム)の医療情報活用の実情

マイナ保険証による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況

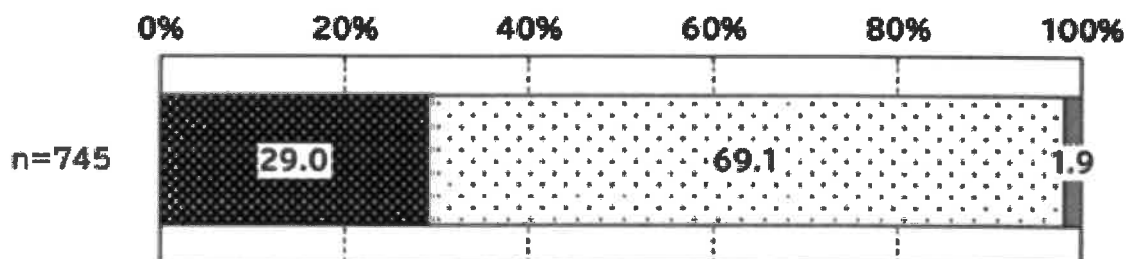
厚労省の発表している別表グラフをみると「薬剤情報」「診療情報」とも利用率は伸びていないことがわかるが利用率は不明である。23年11月に厚労省自身が医療機関に対して行った調査結果では、情報の活用状況は低調であることが示されている。

調査は診療所、歯科診療所、病院、薬局などに、それぞれランダムに2000件を抽出して回答を求めた。医科新診療所のうち、マイナ保険証の利用に伴う加算点数(=医療情報・システム基盤整備体制加算)を算定しているのは745件、歯科診療所では780件と回答。その内訳を示したのが以下のグラフになる。

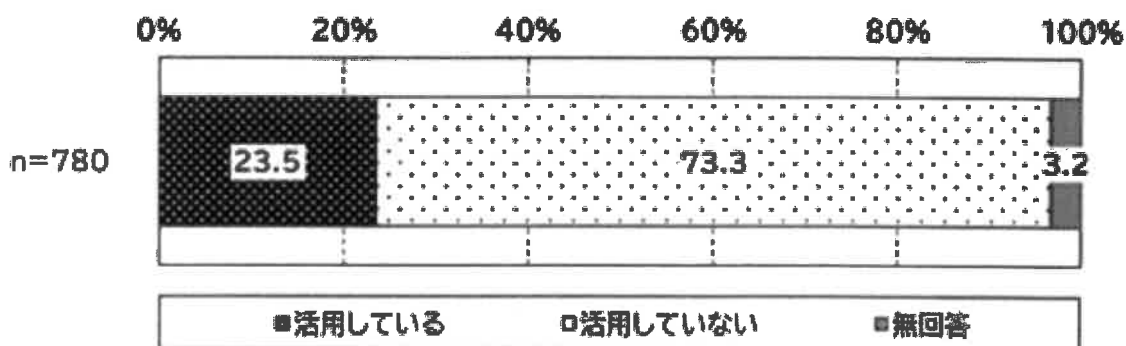
マイナ保険証の利用に伴う加算点数を算定している医療機関は、積極的にシステムに参加をしているタイプに分類できるが、その中でも情報を活用しているのは、医科診療所で29%、歯科診療所で23.5%であった。利便性は実感されていない(病院の回答は以下に未表記だが22.3%)。

Q マイナ保険証利用に伴い「診療情報」「薬剤情報」「特定健診情報」は活用しているか?

医科



歯科



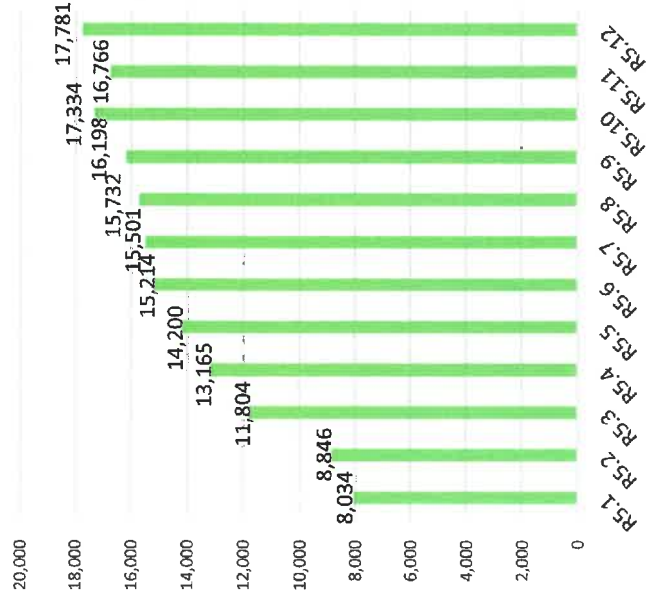
厚労省(23年7月~9月実施 23年11月9日発表)

「オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査報告書」

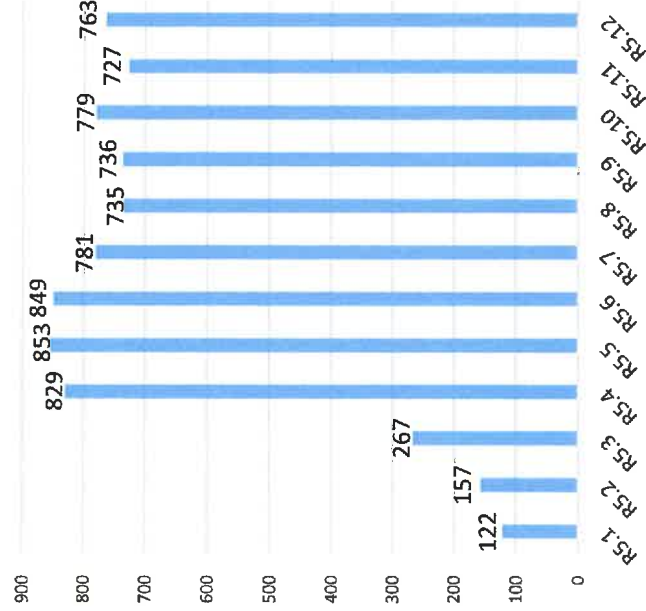
オンライン資格確認の利用状況

12月利用件数

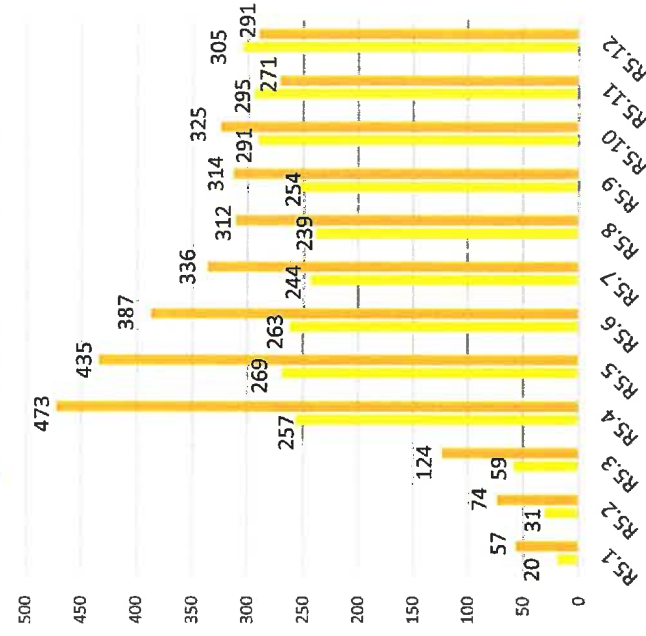
● オンライン資格確認の利用件数 (万件)



■ マイナ保険証の利用件数 (万件)



■ 診療情報閲覧の利用件数 (万件)
■ 薬剤情報閲覧の利用件数 (万件)



【12月分実績の内訳】

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	9,133,463	968,795	8,164,668
医科診療所	76,717,814	3,673,587	73,044,227
歯科診療所	12,095,006	1,139,873	10,955,133
薬局	79,866,965	1,851,158	78,015,807
総計	177,813,248	7,633,413	170,179,835

※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件 (令和5年6月)

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	229,037	230,217	298,667
医科診療所	1,044,802	1,998,855	1,807,395
歯科診療所	178,536	275,602	50,453
薬局	606,232	544,662	749,633
総計	2,058,607	3,049,336	2,906,148

公的医療機関等におけるマイナ保険証の利用促進について

○ 厚生労働省所管団体（*1）が開設する公的医療機関等に対し、以下の対応を要請

① 令和6年5月末、11月末の利用率の目標設定と進捗管理

② マイナ保険証利用者のための専用レーン設定と担当者による声掛け・案内の実施

- マイナ保険証利用者のための専用レーンを設定し、担当者を当分の間配置し、マイナ保険証利用の働きかけや、カードリーダーの使用方法の案内、患者の方からの質問に対応。

※ 関係省庁と連携し、厚生労働省所管団体以外（*2）が開設する公的医療機関等に対し、上記を踏まえ
た対応を実施するよう要請

（*1）独立行政法人国立病院機構（NHO）、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）、国立高度専門医療研究センター（NC）各病院、独立行政法人労働者健康安全機構（JOHAS）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会

（*2）自衛隊病院、国家公務員共済組合連合会、地方公共団体（都道府県・市町村等）、厚生農業協同組合連合会、地方公務員共済組合のほか、国立大学法人、公立大学法人 等

※ 民間医療機関等の取組促進のため、利用率の自主的な目標として活用できるよう、各医療機関等へ
の実績通知を実施（実施に向けて調整中）

マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

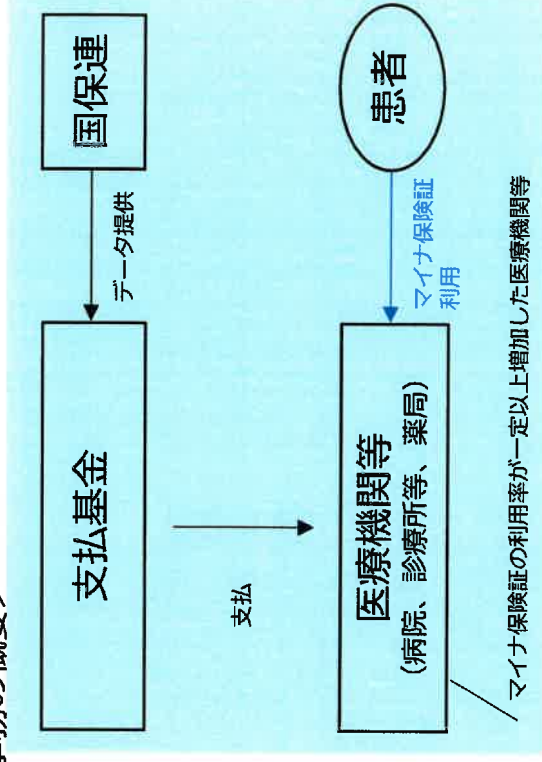
○ 医療現場において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図る。そのインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証の利用率の増加に応じて、医療機関等に利用件数分の支援をする。

1. 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援（案）

- ・概要：マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）が一定以上増加した医療機関等に対して、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援
- ・取組期間：2024（R6）年1月～11月（前半：2024（R6）年1～5月、後半：2024（R6）年6～11月）
- ・支援内容：マイナ保険証利用件数が少ない医療機関の底上げが目的。期間中のマイナ保険証利用率が2023（R5）年10月の利用率との比較で増加した医療機関等に対する支援。前半（2024（R6）年1～5月）と後半（2024（R6）年6～11月）それぞれの平均利用率・総利用件数に応じて支援額を決定。
- ・事務の概要：支払基金において、前半、後半の期間ごとに、医療機関の期間中の平均利用率と2023年10月の利用率を踏まえ支払い。（年2回、医療機関からの申請は不要）

2023.10の利用率からの増量	対象期間(2024.1～5) 支援額	対象期間(2024.6～11) 支援額
5 %pt以上	20円/件	-
10 %pt以上	40円/件	40円/件
20 %pt以上	60円/件	60円/件
30 %pt以上	80円/件	80円/件
40 %pt以上	100円/件	100円/件
50 %pt以上	120円/件	120円/件

<事務の概要>



資格確認書の切れ目のない交付について

健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとしている。今後、必要なシステム改修等を実施し、以下のA～Cの方々などについて、申請によらず資格確認書を交付する。

※ 詳細は関係機関と調整中

A マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方

- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）は、オンライン資格確認等システムから対象者情報を定期的に保険者へ連携【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

B マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

- 利用登録の解除申請は保険者が受け付けることとする。【令和6年10月頃～】
- 申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーを通じて対象者情報をオンライン資格確認等システムへ連携。
- 申請から一定期間経過後（申請受付の翌月末を想定）にオンライン資格確認等システムにおいて利用登録を解除。

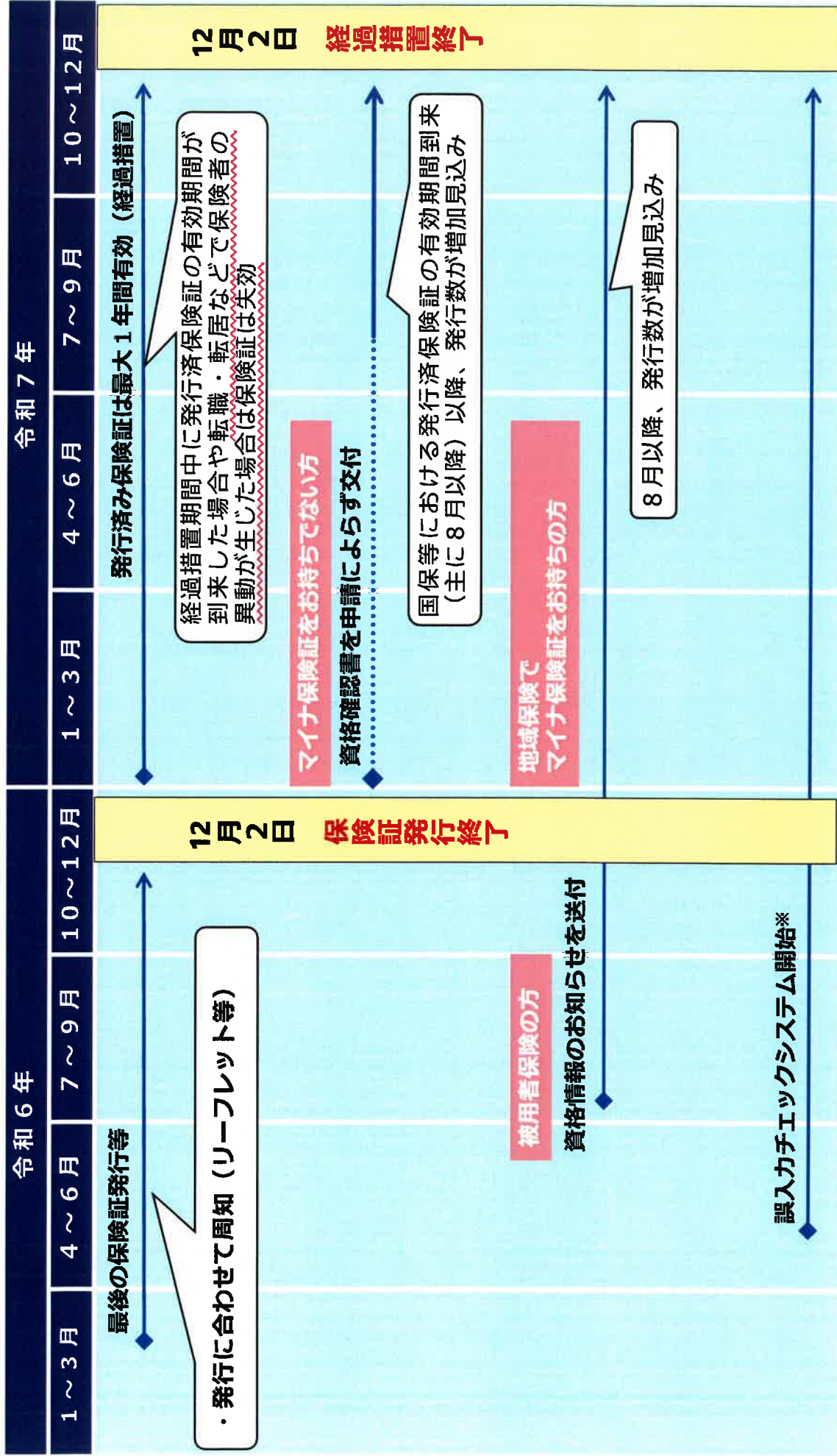
C 電子証明書の更新を失念した方・マイナンバーカードを返納した方

- オンライン資格確認等システムから対象者情報を定期的に保険者へ連携【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付
- ※ 電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から一定期間は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を行うことができるようすることを検討。
- ※ カードの返納者に対しては、返納手続の際に資格確認書の申請を併せて案内。



(注) 施行後最大1年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定。

マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応



※ データ登録時に全件住民基本台帳のデータと突合

マイナ保険証の過渡期の対応（デジタルとアナログの併用）

○ 医療DXのパスポートとして「マイナ保険証」によるオンライン資格確認が原則へ。

- ① **マイナ保険証を保有していない方**には、必要な保険診療を受けられるよう **資格確認書** を申請によらず交付
- ② **マイナ保険証の保有者**には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう **資格情報のお知らせ** を送付
(※) 併せて、スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルにログインすることでご自身の資格情報を確認
いただけることについても、広く周知していく。

マイナ保険証を保有していない場合

- ・ マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず資格確認書を交付
具体的には、現行の健康保険証の有効期限の終了時（※）や転職・転居時に、
健康保険証に代えて、資格確認書を交付（※施行後、最大1年間使用可能）

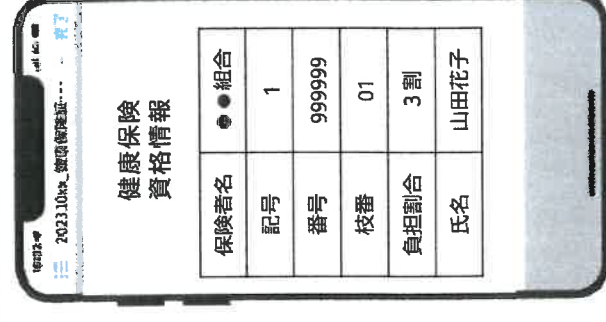
マイナ保険証保有者で、スマホをお持ちの方の場合

- ・ スマホ保有者は、スマホ（マイナポータル）でご自身の資格情報を確認可能
（来年春から資格情報のスマホダウンロードも対応）
- ・ 来年以降、スマホにマイナ保険証機能を搭載した「スマホ保険証」を導入
- ・ 停電などマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、スマホの資格情
報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能

マイナ保険証保有者で、スマホ対応が難しい方の場合

- ・ マイナ保険証の保有者にお送りする「資格情報のお知らせ」により、ご自身の被保険者資格を把握可能
（マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、マイナ保険証とともに提示することで受診いただける）

スマホダウンロード対応の
資格情報表示のイメージ



別添1 様式例：必須記載事項のみ（カード型）

（表 面）

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	（枝番）		
氏名	性別			
生年月日	年 月 日	負担割合	割	
適用開始年月日	年 月 日			
交付年月日	年 月 日			
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

（裏 面）

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{さい}小腸・眼球 】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70 歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

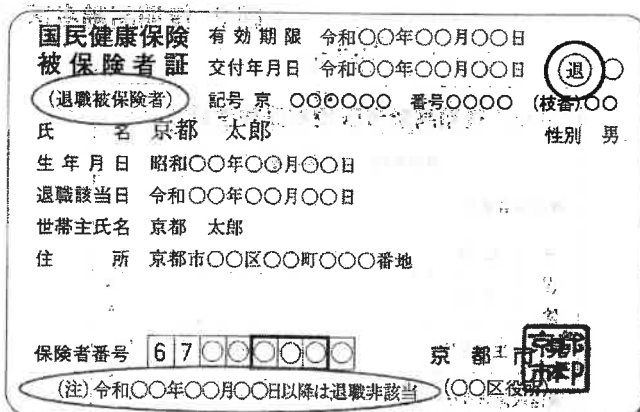
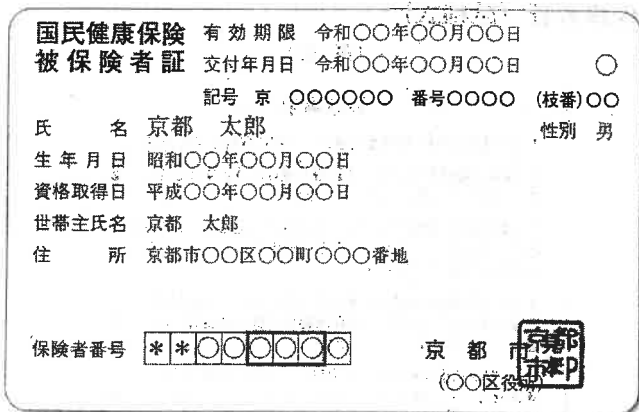


(資料1) 社保・国保被保険者証

図1 社保被保険者証-(カード様式)



図2 国保被保険者証 (カード様式)



(資料2) マイナンバーカード (個人番号カード)

(表面)



(裏面)



資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧※

No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	健康保険被保険者証/共済組合組合員証/私立学校教職員共済加入者証/船員保険被保険者証/共済組合船員組合員証	○
2	国民健康保険被保険者証	○
3	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証/高齢受給者証	○
4	後期高齢者医療被保険者証	○
5	退職被保険者証	○
6	短期被保険者証	○
7	子ども短期被保険者証	○
8	修学中の被保険者の特例による被保険証（マル学保険証）	○
9	住所地特例制度による被保険者証	○
10	被保険者資格証明書	○
11	限度額適用認定証	○
12	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	○
13	特定疾病療養受療証	○
14	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	×
15	被保険者受給資格者票	×
16	特別療養費受給票	×
17	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
18	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
19	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
20	公費負担・地域単独事業の受給証	×
21	生活保護受給者に交付される医療券等	×

※ 令和3年3月時点における対象であり、順次対象範囲を拡大していく予定です。

顔認証マイナンバーカードについて

- 認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要なカードの交付を可能とする。
- ⇒
 - ・ ご高齢者やそのご家族、福祉施設等のご意見を踏まえ、導入に向けた検討を実施。
市町村の意見を踏まえた制度設計とし、市町村において、事前に情報提供した事務フロー等に基づき、準備を実施。
 - ・ 令和5年12月15日導入開始

(顔認証マイナンバーカードイメージ)

